平成２５年（フ）第１１７号
宮城県栗原市志波姫南堀口66番地７
債務者　千葉　照夫
1　決定年月日時　平成25年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第１０１号
群馬県桐生市相生町１丁目280番地の１　東邦ハウス102
債務者　越塚　　清
1　決定年月日時　平成25年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２５年（フ）第１５７号
神奈川県横須賀市長井３丁目46番２―602号
債務者　佐藤　光弘（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成25年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第３５５号
石川県河北郡内灘町字鶴ケ丘４丁目74番地
喜多方、従前の住所石川県石川郡野々市町堀内５丁目297番地
債務者　田村　幸大
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第２０４号
三重県鈴鹿市西条１丁目７番２号　第２コーポ西条201号室
債務者　大木　孝男
1　決定年月日時　平成25年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１７６号
兵庫県明石市二見町西二見18番地の11　アドリーム明石土山404号
債務者　安川　佳孝
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第２０４号
兵庫県明石市大久保町山手台１丁目41番地
県住16棟102号
債務者　石丸めぐみ（旧姓本村）
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第９３号
広島県尾道市瀬戸田町瀬戸田409番地
債務者　萩　　茂幸
1　決定年月日時　平成25年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２５年（フ）第１１３号
山口県下関市形山みどり町15番13―201号
岡田ビル、前住所山口県下関市秋根南町１丁目３番１―301号
債務者　岩本　寛之
1　決定年月日時　平成25年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第１１４号
山口県下関市形山みどり町15番13―201号
岡田ビル、前住所山口県下関市秋根南町１丁目３番１―301号
債務者　岩本　奈美
1　決定年月日時　平成25年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第１４２号
山口県下関市武久町２丁目31番14号、前住所山口県下関市名池町13番17号
債務者　三輪千鶴子
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第１８６号
徳島市末広４丁目８番17　リビエールＳＳＣ204号
債務者　阿部　直樹
1　決定年月日時　平成25年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３６号
徳島県阿南市橘町久保３番地３
債務者　森本　弘子
1　決定年月日時　平成25年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２５年（フ）第３７号
徳島県海部郡美波町奥河内字櫛ケ谷237番地13　櫛ケ谷団地１―401
債務者　西村　貴之
1　決定年月日時　平成25年10月28日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２５年（フ）第１７号
高知県室戸市吉良川町乙2040番地１
債務者　山川　弘子
1　決定年月日時　平成25年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２５年（フ）第６３１号
北九州市小倉北区篠崎３丁目９番８号
債務者　下村　政博
1　決定年月日時　平成25年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１１０号
福島県須賀川市大袋町１番地　やまにコーポ２―102号
債務者　本多喜美子（旧姓安田）
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係